

【市長への手紙】令和7年6月受付分

※手紙及び回答の要旨（一部）を掲載しています。

「公立保育園老朽化について」

意 見	市内の公立保育園に娘を通わせておりますが、年々老朽化が目立ちます。（同じ保育園に私自身も30年近く前に通っておりました） 以前、中保育園と小糸保育園の合併の話を聞いたことがあります。その話が仮に今も動いていたとしてもメンテナンスや補修を先生方が行っているのは余計な仕事を増やしているように思えてしまいます。 物を大事に長く使うのを教えるのも必要ですが、ホールの強化ガラスも劣化していたり、下駄箱もボロボロです。 ただでさえ自分が仕事中に保育して頂けてるだけでありがたいのに、余計な仕事では？と思ってしまいます。
回 答	（保育課より回答） 中保育園及び小糸保育園につきましては、統合による再整備の検討を進めているところでございますが、在園の皆様には施設の老朽化に関してご不便やご心配をおかけし、申し訳ございません。 建物や設備の維持管理に関しましては、状況に応じて、業者による修繕や機器更新等を行い、保育士が本来の業務である保育に注力できるよう、対応してまいります。
	担当課 健康こども部 保育課 0439-56-1528

「来年度からの自転車の車道運転について」

意 見	来年度からの自転車の車道運転について、とても不安を感じております。君津市は歩道がとても広く、車道はあまり広くないと感じております。このままでは、ご高齢の方など、死亡事故が多発する未来しか見えません。 私の住まいから市役所はとても遠いですし、通院の為、駅まで行くのも遠いです。 この法案が決まった時、正直な気持ちは「自転車専用レーンも無いのに？」と言うところです。自転車専用レーンの設立等、検討なさっているのでしょうか？
回 答	（土木課より回答） 近年、自転車と歩行者、あるいは自転車同士の事故が増加したことや、自転車の交通ルールが明確でなかったことから、平成20年6月に道路交通法が改正され、自転車の交通ルールにおいてこれまであいまいであった「自転車は原則道路の左端を走行する」などが明確化され、自転車の交通違反に対する取り締まりが強化されました。 さらに、令和8年4月からは、自転車の交通違反に対しても、自動車やバイクと同様に交通違反をした際に警察官から交付される青切符による反則金制度が適用される予定です。

なお、自転車は道路交通法上「軽車両」に分類され、自動車やバイクと同様に車両の一種として扱われることは、本改正以前から変わっておらず、13歳未満又は70歳以上の方や障害のある方が運転する場合以外は、原則車道を走行することとなっております。

路肩の広い路線においては自転車通行帯の設置、生活道路については車道混在型の路面標示(矢羽根やピクトグラム)を行うなど、自転車が安全に通行できるよう努めてまいります。

担当課 建設部 土木課 0439-56-1687